

新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)
交付要綱
(インフラ整備事業(国土交通省所管治水事業))

令和7年4月1日
国水治第 323 号
国水流第 19 号
国水砂第 453 号
国水保第 178 号

国土交通事務次官

第1 通 則

新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱(令和7年1月31日付け府地創第22号及び府地事第41号内閣府事務次官通知、6農振第2322号農林水産事務次官通知、20250121 財経第1号経済産業事務次官通知、国総政第45号国土交通事務次官通知、環政総発第2501303号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。)第6 1 3)に定める新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)(以下「交付金」という。)のインフラ整備事業の交付に関しては、制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・建設省令第9号。以下「国土交付規則」という。)、その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところによるものとする。

第2 交付金の交付対象

1 交付対象となる事業

交付金の交付対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、別表1のとおりとする。

2 事業主体

事業主体は、地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第8条第1項に規定する認定地方公共団体(以下単に「認定地方公共団体」という。)とする。

3 交付金の交付先

交付金の交付を受ける者は、認定地方公共団体とする。ただし、社会資本整備円滑化地籍整備事業については、認定地方公共団体が実施する社会資本整備円滑化地籍整備事業に対して経費の負担を行う都道府県とする。

第3 交付の事務の区分

交付金の交付の事務は、国土交付規則の規定に基づき国土交通大臣が行うものとする。ただし、第6 3の規定に基づき、交付された交付金が、インフラ整備事業のうち、当初予定されていた対象事業（以下「当初予定事業」という。）以外のインフラ整備事業（以下「他の事業」という。）に充てられる場合には、当該当初予定事業に係る交付金の交付の決定を行った大臣が所管するものとする。

第4 交付金の交付期間

国土交通大臣が認定地方公共団体及び都道府県に対し交付金を交付することができる期間は、第2世代交付金実施計画（以下「実施計画」という。）ごとに当該計画に基づき対象事業が実施される年度から起算して、原則5年以内とする。

第5 交付限度額

第7に規定する国の負担割合の補正前の交付金の限度額（以下「交付限度額」という。）は、次に掲げる式により算出された額とする。

$$\text{交付限度額} = \Sigma (A \times B)$$

A：実施計画に記載されている対象事業ごとの経費

B：実施計画に記載されている対象事業ごとに別表1の国の負担割合に掲げる割合

第6 単年度交付額

1 単年度交付額

第5に規定する交付金の交付限度額の範囲において、年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を基準として定めるものとする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times C - D$$

C：実施計画に記載されている事業に要する経費に充てるための交付金が交付される年度の年度末において見込まれる対象事業の進捗率

D：算出の対象とする年度の前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率：対象事業に係る総事業費に対する執行事業費の割合

2 事業の進捗率の変更

事業主体は、実施計画に記載されている事業に係る事業の進捗率に変更があった場合には、交付を受けた交付金の額（第7に規定する引上額を含む。）すべてについて、1の規定により算出される額にかかわらず、当該事業整備に要する経費として充てることができる。ただし、この場合においても、当該年度に交付された交付金の額は、当該年度における変更された執行予定事業費を超えることはできない。

3 交付金の他の事業への充当

事業主体は、単年度交付額(第7に規定する引上額を除く。)の 1/2 未満の範囲で、かつ同一実施計画内の他の事業の当該年度の執行予定事業費を超えない範囲内において、交付された交付金を同一実施計画内の他の事業に要する経費として充てることができる。

ただし、当初予定事業の所管省庁と他の事業の所管省庁の協議が整った場合に限る。

また、当初予定事業又は当該他の事業の関連事業として社会資本整備円滑化地籍整備事業を実施する場合は、同事業に対して経費の負担を行う都道府県との協議が整った場合に限る。

第7 国の負担割合の補正

交付金を充てて実施する事業であって、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和 36 年法律第 112 号。以下「負担特例法」という。)第2条第1項に規定する適用団体が行う後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令(昭和 36 年政令第 258 号)第1条各号に該当するものについては、負担特例法に準じて国の負担額を上げることとし、当該引上額を明らかにした上で、第6 1に規定する単年度交付額と合わせて交付するものとする。

なお、負担特例法第2条に規定する財政力指数及び第3条第1項に規定する引上率については、負担特例法第3条第4項に基づき総務大臣が通知する交付金の交付対象となる年度の値を用いることとする。

第8 指導監督交付金

国土交通大臣は、都道府県に対し、工事費(工事雑費を除く。)と別に、指導監督交付金(都道府県知事が認定地方公共団体である市町村に対して行う指導監督事務に要する経費をいう。)を交付することができる。

第9 交付申請

適正化法第5条及び適正化法施行令第3条、国土交付規則の規定に基づく交付金の交付に係る申請については、交付金の交付を受ける者(以下「交付申請者」という。)は、毎年度、国土交通大臣が別に定める日までに、国土交通大臣に対し、別に定める交付申請書を提出して行うものとする。

第 10 変更交付申請

- 1 交付申請者は、適正化法第7条第1項及び国土交付規則の規定により承認を受けようとする場合には、国土交通大臣に対し、別に定める変更交付申請書を提出するものとする。
- 2 実施計画に定められた交付申請対象事業については、実施計画の要素事業の新設又は廃止を伴わない事業内容の変更で交付決定単位ごとの交付決定額に変更が生じないものは、適正化法第7条第1項第3号の軽微な変更とし、第1項本文の規定にかかわらず、事業の内容に関する変更申請を要しない。

第 11 申請の取下げ

交付申請者は、適正化法第9条第1項により申請を取り下げる場合には、交付金の交付決定通知を受けた日から起算して 15 日を経過する日までに、国土交通大臣に対し、別に定める申請取下書を提出するものとする。

第 12 遂行状況報告

事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、国土交通大臣は交付申請者に対して当該交付金の遂行状況について報告を求めることができる。

第 13 実績報告

1 適正化法第 14 条及び国土交付規則第9条第1項の規定に基づく報告については、交付申請者は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月 10 日のいずれか早い期日までに、国土交通大臣に対し、別に定める実績報告書を提出して行うものとする。なお、適正化法第 14 条後段の規定による報告は、国土交付規則の規定により、交付金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月 30 日までに行うものとする。

2 ただし、国土交通大臣が前項の期日によることができない困難な特別の事由があると認めた場合には、同項の報告の期日は、事業の完了の日が属する年度の翌年度の6月末日までとすることができる。

第 14 交付金の額の確定等

国土交通大臣は、第 13 の規定により実績報告書を受理したときは、その報告に係る事業が交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかについて、必要に応じて現地調査等を行うものとし、適合すると認めたときは、適正化法第 15 条の規定により交付金の額を確定し、交付申請者に交付額確定通知書を通知するものとする。

第 15 交付金の経理

事業主体及び交付金の交付を受ける都道府県は、交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

1 本要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1

種別		事業	要件、率
治水事業	河川事業	(1)河川激甚災害対策特別緊急事業	激甚災害対策特別緊急事業実施要領(昭和51年5月8日付け建設省河治発19号河川局長通達)の規定を準用する。
		(2)床上浸水対策特別緊急事業	床上浸水対策特別緊急事業実施要領(平成29年3月29日付け国水治176号水管理・国土保全局長通知)の規定を準用する。
		(3)河川災害復旧等関連緊急事業	河川災害復旧等関連緊急事業実施要領(平成11年3月19日付け建設省河治発6号河川局長通達)の規定を準用する。
		(4)特定洪水対策等推進事業	事業間連携河川事業実施要領(令和4年3月18日付け国水治第184号水管理・国土保全局長通知)の規定を準用する。 大規模特定河川事業実施要領(令和4年3月18日付け国水治185号水管理・国土保全局長通知)の規定を準用する。 河川メンテナンス事業実施要領(令和4年3月18日国水治191号水管理・国土保全局長通知)の規定を準用する。 なお、総事業費に係る条件については、「第4 交付金の交付期間」を勘案したうえで準用するものとする。
		(5)特定都市河川浸水被害対策推進事業	特定都市河川浸水被害対策推進事業実施要領(令和5年3月13日付け国水治221号水管理・国土保全局長通知)の規定を準用する。
		(6)河川総合開発事業	一級河川の指定区間内で河道改修によることが困難であり、洪水調節とあわせて、かんがい、発電、水道用水等を必要とするもの。
		(7)治水ダム等建設事業	一級河川の指定区間内で河道改修によることが困難であり、洪水調節等を必要とするもので、特定の利水目的を含まないもの。
		(8)堰堤改良	ダムメンテナンス事業実施要領(令和4年3月23日付け国水環第155号水管理・国土保全局長通知)を準用する。
	砂防事業	(9)特定土砂災害対策推進事業	大規模特定砂防等事業実施要領(令和4年3月25日付け国水砂第501号、国水保第90号水管理・国土保全局長通知)の規定を準用する。 事業間連携砂防等事業実施要領(令和3年3月24日付け国水砂第120号、国水保第115号水管理・国土保全局長通知)の規定を準用する。 砂防メンテナンス事業実施要領(令和4年3月25日付け国水砂第499号、国水保第88号水管理・国土保全局長通知)の規定を準用する。

社会資本総合整備事業	防災・安全交付金		まちづくり連携砂防等事業実施要領(令和5年3月28日付け国水砂第404号、国水保第79号水管理・国土保全局長通知)の規定を準用する。
		(10)砂防激甚災害対策特別緊急事業	激甚災害対策特別緊急事業実施要領(令和2年6月1日付け国水砂第16号、国水保第7号水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長、保全課長通知)の規定を準用する。
		(11)地すべり激甚災害対策特別緊急事業	激甚災害対策特別緊急事業実施要領(平成7年4月3日付け建設省河治発79号河川局長通達)の規定を準用する。
		(12)特定緊急砂防事業	特定緊急(砂防・地すべり対策)事業実施要領(平成21年3月31日付け国河砂第118号河川局長通知)の規定を準用する。
		(13)特定緊急地すべり対策事業	特定緊急(砂防・地すべり対策)事業実施要領(平成21年3月31日付け国河砂第118号河川局長通知)の規定を準用する。
	社会資本総合整備事業	(14)広域河川改修事業	社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会2317号国土交通事務次官通知)附属第Ⅰ編ロー3-1)、附属第Ⅱ編ロー3-1)及び附属第Ⅲ編ロー3の規定を準用する。 なお、総事業費に係る条件については、「第4 交付金の交付期間」を勘案したうえで準用するものとする。
		(15)施設機能向上事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編ロー3-2)、附属第Ⅱ編ロー3-2)及び附属第Ⅲ編ロー3の規定を準用する。
		(16)地震・高潮対策河川事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編ロー3-3)、附属第Ⅱ編ロー3-3)及び附属第Ⅲ編ロー3の規定を準用する。 なお、総事業費に係る条件については、「第4 交付金の交付期間」を勘案したうえで準用するものとする。
		(17)特定地域堤防機能高度化事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編ロー3-4)、附属第Ⅱ編ロー3-4)及び附属第Ⅲ編ロー3の規定を準用する。
		(18)都市基盤河川改修事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編ロー3-5)、附属第Ⅱ編ロー3-5)及び附属第Ⅲ編ロー3の規定を準用する。
		(19)調節池整備事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編ロー3-7)、附属第Ⅱ編ロー3-7)及び附属第Ⅲ編ロー3の規定を準用する。 なお、総事業費に係る条件については、「第4 交付金の交付期間」を勘案したうえで準用するものとする。

	(20)流域貯留浸透事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編ロ－３－(８)、附属第Ⅱ編ロ－３－(８)及び附属第Ⅲ編ロ－３の規定を準用する。
	(21)土地利用一体型水防災事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編ロ－３－(10)、附属第Ⅱ編ロ－３－(10)及び附属第Ⅲ編ロ－３の規定を準用する。
	(22)総合内水対策緊急事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編ロ－３－(11)、附属第Ⅱ編ロ－３－(11)及び附属第Ⅲ編ロ－３の規定を準用する。
	(23)河川・下水道一体型豪雨対策事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編ロ－３－(12)、附属第Ⅱ編ロ－３－(12)及び附属第Ⅲ編ロ－３の規定を準用する。
	(24)通常砂防事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編ロ－４－(１)、附属第Ⅱ編ロ－４－(１)及び附属第Ⅲ編ロ－４の規定を準用する。
	(25)火山砂防事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編ロ－４－(２)、附属第Ⅱ編ロ－４－(２)及び附属第Ⅲ編ロ－４の規定を準用する。
	(26)火山噴火緊急減災対策事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編ロ－４－(３)、附属第Ⅱ編ロ－４－(３)及び附属第Ⅲ編ロ－４の規定を準用する。
	(27)地すべり対策事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編ロ－５－(１)、附属第Ⅱ編ロ－５－(１)及び附属第Ⅲ編ロ－５の規定を準用する。
	(28)急傾斜地崩壊対策事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編ロ－６－(１)、附属第Ⅱ編ロ－６－(１)及び附属第Ⅲ編ロ－６の規定を準用する。
	(29)総合流域防災事業	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅰ編ロ－８－(１)、附属第Ⅱ編ロ－８－(１)及び附属第Ⅲ編ロ－８－(１)の規定を準用する。 なお、総事業費に係る条件については、「第４ 交付金の交付期間」を勘案したうえで準用するものとする。
	(30)関連事業 イ 関連社会資本整備事業 ロ 効果促進事業 ハ 社会資本整備円滑化地籍整備事業	要件については、社会資本整備総合交付金交付要綱第6第2号の規定を準用する。この場合において、「社会資本総合整備計画」とあるのは「実施計画」と、「基幹事業と一体」とあるのは「交付要綱別表１(14)から(29)までの事業と一体」と、「基幹事業が」とあるのは「事業が」と、「社会資本整備総合交付金」とあるのは「交付金」と、「基幹事業に」とあるのは「交付要綱別表１(14)から(29)までの事業に」と読み替える

		ものとする。 国費の算定方法については、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第三編第二章の規定を準用する。
--	--	---

注1: 別表1で示す通知が改正された場合には、最新の通知を準用することとする。

注2: 事業計画等の作成を規定している場合は、本交付金の交付に際し、事業計画等の作成を求めるものではない。なお、交付申請者に対し、別途河川整備計画等、事業内容が分かるものの提出を求める場合がある。

注3: (1)～(13)において、個別公共事業の新規事業採択時評価における対応方針の決定をもって事業採択を決定する旨規定している場合は、当該規定については準用せず、各交付申請者の責任において事業評価の有無を判断することとする。

注4: (6)(7)に係る当該年度の基礎額は、当該年度の事業費に、別表2に定める国費率を乗じて算定するものとする。

別表2

区分	要件、引上率
(6)河川総合開発事業	一級河川 大規模工事 5.5/10
	一般工事 1/2
	(北海道) 大規模工事 7/10
	一般工事 2/3
	二級河川 1/2
	(北海道) 5.5/10
	(離島一般) 1/2
	(奄美) 6/10
(7)治水ダム等建設事業	(沖縄) 9/10
	一級河川 大規模工事 5.5/10
	一般工事 1/2
	(北海道) 大規模工事 7/10
	一般工事 2/3
	二級河川 1/2
	(北海道) 5.5/10
	(離島一般) 1/2
	(奄美) 6/10
	(沖縄) 9/10

※ 地方交付税法(昭和25年法律第211号)第10条第1項の規定による普通交付税の交付を受けていない都府県等(都府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の市をいう。)により行われるものについては、5/10とする。

注1) 防雪又は凍雪害の防止に関する事業については、道府県が行うものにあつては $6.0/10 \times \delta$ 、市町村が行うものにあつては $6.0/10$ とする。

注2) δ は地方公共団体の引上率で、都道府県においては、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和36年法律第112号)第3条第4項に基づき総務大臣が通知する値とし、市町村においては、財政力指数が0.46未満の市町村(以下「適用団体」という。)については、次の式によって計算した値とする。なお、これに該当しない地方公共団体においては、1.00とする。

$$\text{引上率} = 1 + 0.25 \times \frac{0.46 - \text{当該適用団体の当該財政力指数}}{0.46 - \text{財政力指数が最小の適用団体の当該財政力指数}}$$

(小数点第二位未満は切り上げ)

なお、財政力指数は、地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で、当該年度の前々年度より過去3年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値とする。